

公開草案「金融商品の分類及び測定の修正（IFRS第9号及びIFRS
第7号の修正案）」に対する意見

生命保険協会

2023 年 7 月 19 日

1. 我々、生命保険協会(LIAJ)は、2023 年 3 月に公表された公開草案「金融商品の分類及び測定
の修正 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」(以下、「本 ED」という)に対し
て、意見を述べる機会を頂いたことに大いなる感謝の意を表明したい。
2. 生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、も
って国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業
を行っている全生命保険会社 42 社が加盟している。この意見が、収入保険料で世界の
10%程度¹の規模を占める日本の生命保険業界全体の意見であることを踏まえ、慎重に検
討されることをお願いしたい。
3. 上記の立場から、本 ED の質問 5 について、次のとおり回答する。

**質問 5— 開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金
融商品に対する投資**

公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示する資本性金融商品に対する投資について、
本公開草案は次の修正を提案している。

(a) IFRS 第 7 号の第 11A 項(c)を、報告期間の末日現在の金融商品のそれぞれの公正価値ではな
く資本性金融商品の公正価値の総額の開示を要求するように修正する。

(b) IFRS 第 7 号の第 11A 項(f)において、当期中のその他の包括利益に表示した公正価値の変動
の開示を企業に要求する。

結論の根拠の BC94 項から BC97 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対し
ているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

4. 我々は、純利益は企業の収益性を表す指標として利用者にとって重要であり、したがってすべて
の資産は例外なく実現時にその損益を純利益に認識すべきと考えている。その観点から、IASB
が資本性金融商品の未実現損益の処分時におけるリサイクリングを認めないことを継続する決定
を行ったことを遺憾に思っている。
5. また、我々は、純利益認識の重要性を開示情報の追加によって補うことはできないと考えている。
その観点から我々は、本 ED の提案に同意しない。特に、IFRS 第 7 号の第 11A 項(f)の追加によ
り、当期中のその他の包括利益に表示した公正価値の変動の開示が要求されているが、この開
示要件については次の理由から必要性を再考いただきたい。
6. 1つは、FVOCI 資本性金融資産の処分及び実現損益に関する情報としては、IFRS 第 7 号 11B 項
において、期中に売却した投資の公正価値や売却利得又は損失などの利用者にとって重要な情
報がすでに開示されていることである。
7. 本 ED の追加開示は、これに期中の変動情報を加えるものと考えられるが、これらはあくまで当期
の取引の内訳に過ぎず、利用者の観点から企業評価にあたって重要な示唆が得られるものでは
ない。

¹ スイス再保険会社 sigma No.4/2022

ない。

8. 次に、作成者の開示の負荷が高いことである。
9. 本 EDIFRS 第 7 号の第 11A(f)で提案されている開示は、現在我々が保持している取引データからは直接的に導出することができないことから、負荷の高いシステムの変更が必要となる。例えば、本開示を満たすためには、以下に該当する株式に係る公正価値の当期の変動額を算出する必要があり、計算負荷が高く煩雑な処理が要求される。
 - (1) 期中で処分する株式については、期首時点から期中で処分した時点までのそれぞれの取引に係る株式と期中で取得した時点から期中で処分した時点までのそれぞれの取引に係る株式
 - (2) 期末まで保有した株式については、期中で取得した時点から期末時点まで保有した場合のそれぞれの取引に係る株式と期首時点から継続して期末時点まで保有した場合の株式、など
10. また、こうした情報は作成者として本件開示以外の目的に利用することは考えられず、単に開示のみの数値作成の集計システムを構築するには負荷が高すぎるものである。
11. 第 7 項のとおり、利用者としての追加情報の価値は高くなく、本件追加開示はコストベネフィットのバランスがとれておらず、見直すべきであると考ええる。

以 上